

神奈川県地球温暖化対策計画書審査会の概要

1 概要

- 設置根拠：附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）
- 設置目的：神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号）に基づく事業活動温暖化対策計画書に係る実績報告書等の評価、事業活動、建築物又は開発事業に関する地球温暖化対策の推進等に関する重要事項等につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。
- 開催：原則不定期（諮問の度に招集）

2 条例改正による所掌事項の変更について

令和7年度から事業活動温暖化対策計画書制度に「評価制度」を導入することに伴い、審査会の所掌事項の見直しを行い、新たに、同制度の評価や、3計画書制度（事業活動・建築物・特定開発事業温暖化対策計画書制度）の重要事項等について審議することとし、条例等について所要の改正を行った（令和7年4月施行）。

（参考：改正前）

神奈川県地球温暖化対策推進条例に基づき事業者から県に提出される事業活動温暖化対策計画書及び特定開発事業温暖化対策計画書の内容の改善の求めについて知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告すること。

3 関連規程

附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）（抄）

第1条 地方自治法（昭和22年4月法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関の設置に関しては、この条例の定めるところによる。

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

別表（第2条関係）

附属機関 の属する 執行機関	附属機 関	設置目的	委員の 数
知事	（略）	（略）	（略）
	神奈川県地球温暖化対策計画書審査会	神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号）に基づく事業活動温暖化対策計画書に係る実績報告書等の評価、事業活動、建築物又は開発事業に関する地球温暖化対策の推進等に関する重要事項等につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議すること。	10人以内

神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成 21 年神奈川県条例第 57 号）（抄）

（神奈川県地球温暖化対策計画書審査会）

第 54 条 知事は、次に掲げる場合には、神奈川県地球温暖化対策計画書審査会（次項において「審査会」という。）の意見を聴かなければならない。

- (1) 第 16 条第 1 項又は第 3 項の規定により評価を行おうとするとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、この条例（第 2 章第 2 節から第 4 節までに限る。）の施行に関する重要事項を決定しようとするとき。

2 知事は、次に掲げる場合には、審査会の意見を聴くことができる。

- (1) 事業活動温暖化対策指針、建築物温暖化対策指針又は特定開発事業温暖化対策指針を変更しようとするとき。
- (2) 第 17 条第 1 項、第 31 条第 1 項又は第 39 条第 1 項の規定により指導、助言等を行おうとするとき。
- (3) 第 39 条第 2 項の規定により改善を求めようとするとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、この条例（第 2 章第 2 節から第 4 節までに限る。）の施行に関する事項（前項第 2 号に掲げる事項を除く。）を決定しようとするとき。

（実績報告書等の評価及びその公表）

第 16 条 知事は、実績報告書の提出があったときは、規則で定めるところにより、事業活動温暖化対策指針に基づき、当該計画書提出特定大規模事業者の実績等について評価を行うものとする。

2 （略）

3 知事は、前項の規定により評価を行うことを求められたときは、規則で定めるところにより、事業活動温暖化対策指針に基づき、当該計画書提出中小規模事業者の実績等について評価を行うものとする。

（指導、助言等）

第 17 条 知事は、計画書提出事業者に対し、その提出した事業活動に係る計画書の内容及び当該事業活動に係る計画書に基づく地球温暖化対策の推進に関する事項について、必要な指導及び助言並びに前条第 1 項又は第 3 項の規定による評価の結果に応じた情報の提供その他の必要な支援を行うことができる。

（指導、助言等）

第 31 条 知事は、計画書提出建築主に対し、その提出した建築物温暖化対策計画書の内容について、必要な指導及び助言を行うことができる。

(指導、助言及び改善の求め)

第39条 知事は、計画書提出特定開発事業者に対し、その提出した特定開発事業温暖化対策計画書の内容について、必要な指導及び助言を行うことができる。

- 2 知事は、第34条第1項の規定により提出された特定開発事業温暖化対策計画書の内容が、特定開発事業温暖化対策指針に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該計画書提出特定開発事業者に対し、規則で定めるところにより、その提出した特定開発事業温暖化対策計画書の内容の改善を求めることができる。

神奈川県地球温暖化対策計画書審査会規則（平成21年神奈川県規則第74号）（抄）

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和28年神奈川県条例第5号）により設置された神奈川県地球温暖化対策計画書審査会の所掌事項、組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 神奈川県地球温暖化対策計画書審査会（以下「審査会」という。）は、神奈川県地球温暖化対策推進条例（平成21年神奈川県条例第57号）に基づく事業活動温暖化対策計画書に係る実績報告書等の評価、事業活動、建築物又は開発事業に関する地球温暖化対策の推進等に関する重要事項等につき知事の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議する。

(委員)

第3条 審査会の委員（以下「委員」という。）は、地球温暖化対策に関する事項について学識経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審査会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第5条 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審査会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審査会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員でない者の出席)

第6条 審査会は、必要があるときは、専門的事項に関し学識経験を有する者、地球温暖化対策に係る事業を実施する者その他の者に出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、環境農政局脱炭素戦略本部室において処理する。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営その他審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。